

## 議 第 2 0 号 議 案

「所得税法第56条の見直し」を求める意見書の提出について

「所得税法第56条の見直し」を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年12月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

### 提 案 理 由

「所得税法第56条の見直し」を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 「所得税法第56条の見直し」を求める意見書

中小事業者は、地域経済活動の担い手として、日本経済の発展に貢献してきたところであるが、不況が長期化する中で中小零細事業者は倒産・廃業などかつてない危機に直面している。そうした中で、事業を支える女性は中小零細事業者の家族従業者として、また女性事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いている。

しかし、所得税法第56条の規定により、配偶者とその他の家族が事業に従事した場合の対価は、必要経費に算入しないこととされている。これゆえに、配偶者もさることながら、子ども等の家族従業者は社会的にも経済的にも全く自立できない状況である。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

民法、労働法や社会保障の上においても「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された」権利を税法上でも要求するものである。

2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記し、所得税法第56条の見直しについても言及されている。家族従業者は、事業の重要な担い手である。

よって、富士見市議会は、政府に対し、税の公平性に考慮し、所得税法第56条を見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
法 務 大 臣	森 　　まさこ 様